

認知症対策等総合支援事業

平成24年9月

老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室(勝又浜子室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

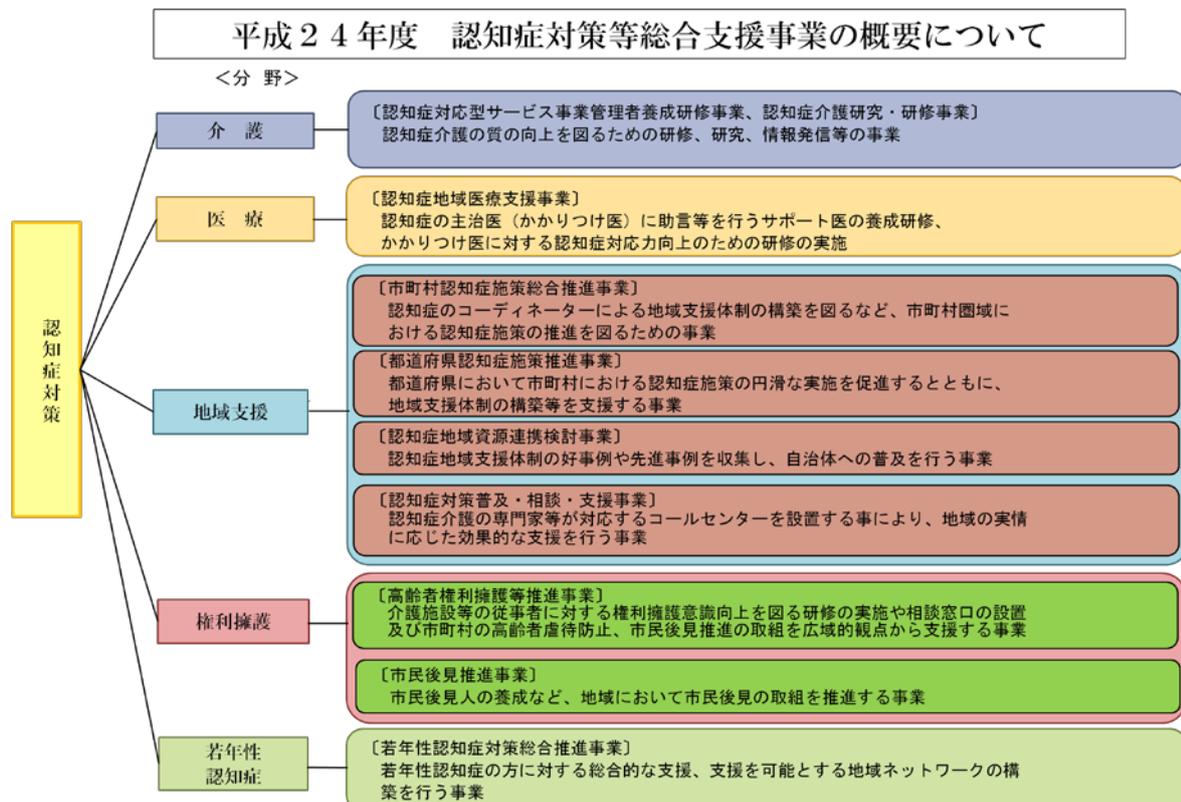
施策目標Ⅸ-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

(1) 実施主体

都道府県、政令指定都市、市町村（以下、「都道府県等」という）

(2) 概要

認知症対策等総合支援事業は、現在5つの分野による認知症対策から構成され、10事業が実施されている。



3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

（１）有効性の評価

市町村において介護と医療の連携強化や、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進役である認知症地域支援推進員が増え、若年性認知症専用コールセンターへの相談件数が増加しているなど、本事業の実施により、地域の実情に合わせた認知症施策が進展しているものと評価できる。

（２）効率性の評価

本事業は、平成20年に取りまとめられた「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告を踏まえ推進してきたが、平成22年度厚生労働省内事業仕分けで、取組状況が低調な事業があることを指摘され、その指摘を参考として事業の効率化を図った。具体的には、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を中心として、市町村の実情に応じた事業展開を可能とする「市町村認知症施策総合推進事業」を新設したり、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が増大することが見込まれることから、弁護士等の専門職後見人以外の市民を含めた後見人の育成や支援体制の整備を行う「市民後見推進事業」を新設したりするなど、事業体系の見直しも含めた抜本的な見直しを実施した。

（３）評価の総括（必要性の評価）

本事業を実施し、地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族等に対する支援を効果的に行うことにより、医療・介護・生活支援サービス等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて着実に状況は進展しているものの、今後、高齢化の進展により認知症高齢者が増加することから、引き続き本事業を実施していく必要がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、引き続き平成25年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

また、厚生労働省のプロジェクトチームで取りまとめた「今後の認知症施策の方向性について」（平成24年6月18日公表）の基本目標を達成するため、平成25年度概算要求とあわせて「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を策定し、市町村で、地域の実情に応じた、新たな視点に立った事業（※）を展開することとしており、そのための経費を同概算要求において要求する。

（※）

- ① 地域の実情に応じ、その地域ごとの認知症ケアパスの作成・普及を進めていくための事業
- ② 認知症の人やその家族に関わり、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う事業
- ③ 介護と医療の連携の強化や地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進役を担う「認知症地域支援推進員」の設置を図る事業
- ④ 市民後見人の育成と活動支援を図る事業 など

5. 評価指標等

アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数	—	—	43	59	—
達成率		—	—	137.2%	—	—
2	「認知症地域支援推進員」が配置された市町村の数	—	—	—	—	125
達成率		—	—	—	—	—
3	若年性認知症専用コールセンターにおける相談受付件数	—	—	831	1,132	1,589
達成率		—	—	—	136.2%	140.4%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>指標1～3は、老健局高齢者支援課認知症虐待防止対策推進室調べ 指標1・2は、「認知症連携担当者」又は「認知症地域支援推進員」の設置数をもって、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築状況を把握するための指標として設定。 指標3は、若年性認知症の相談体制の普及状況を把握するための指標として設定。 ※指標1は、平成22年度の抜本的な見直しにより、指標2を創設した。 ※指標3の平成21年度の数値は、平成21年10月（相談開始）～平成22年3月のもの。</p>						